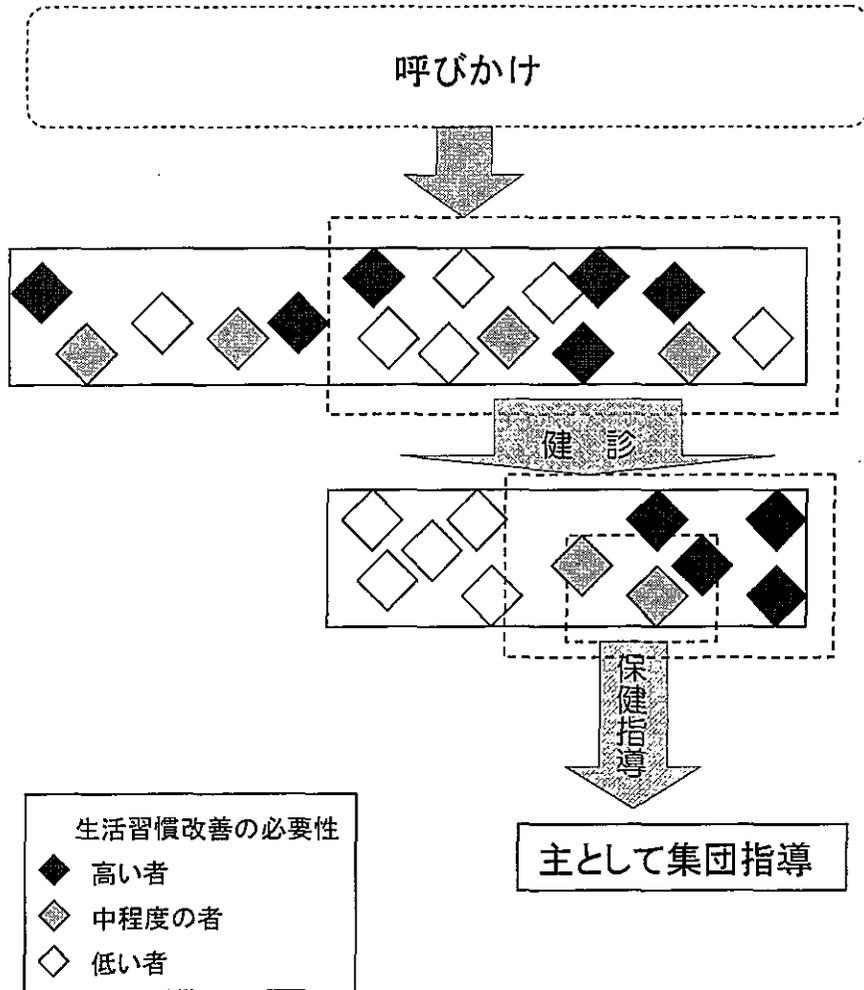


サービスを必要とする者へのアプローチ(イメージ)

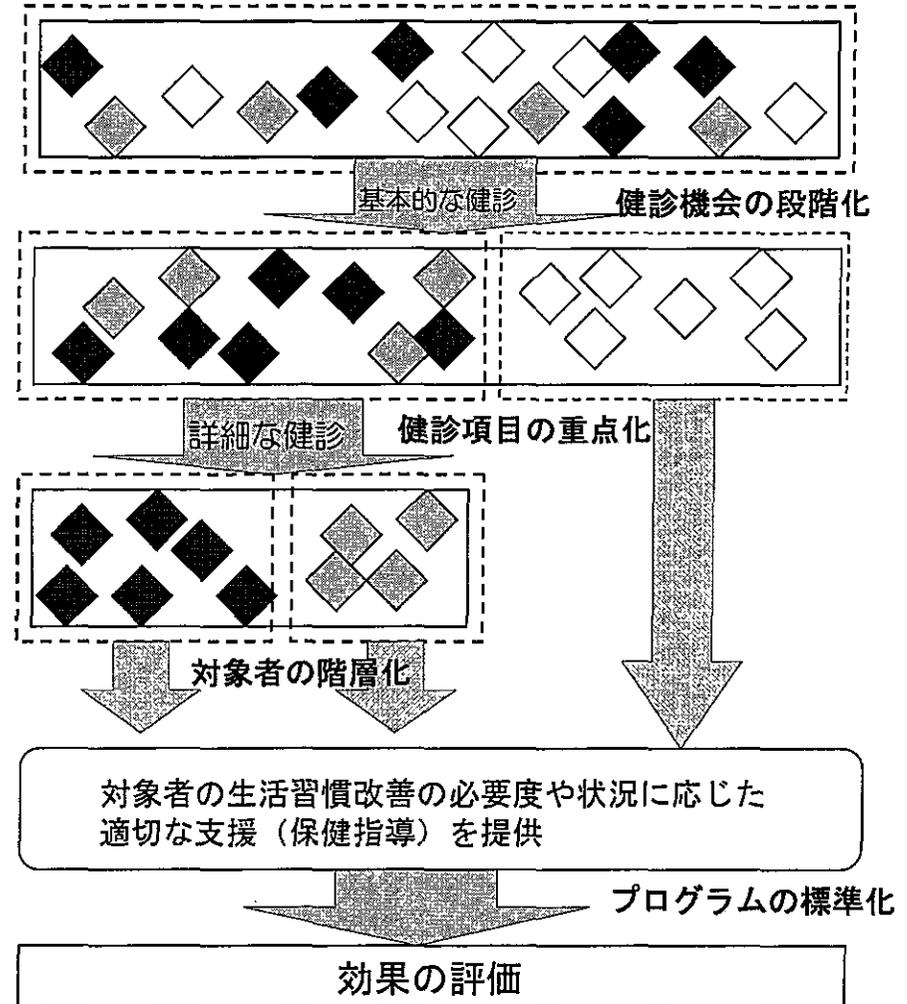
【健診・保健指導の現状】

- ・一部の者に対して希望に応じたサービスの提供
- ・健診を受けても、生活習慣の改善の必要性が高い者にサービスが届いていない



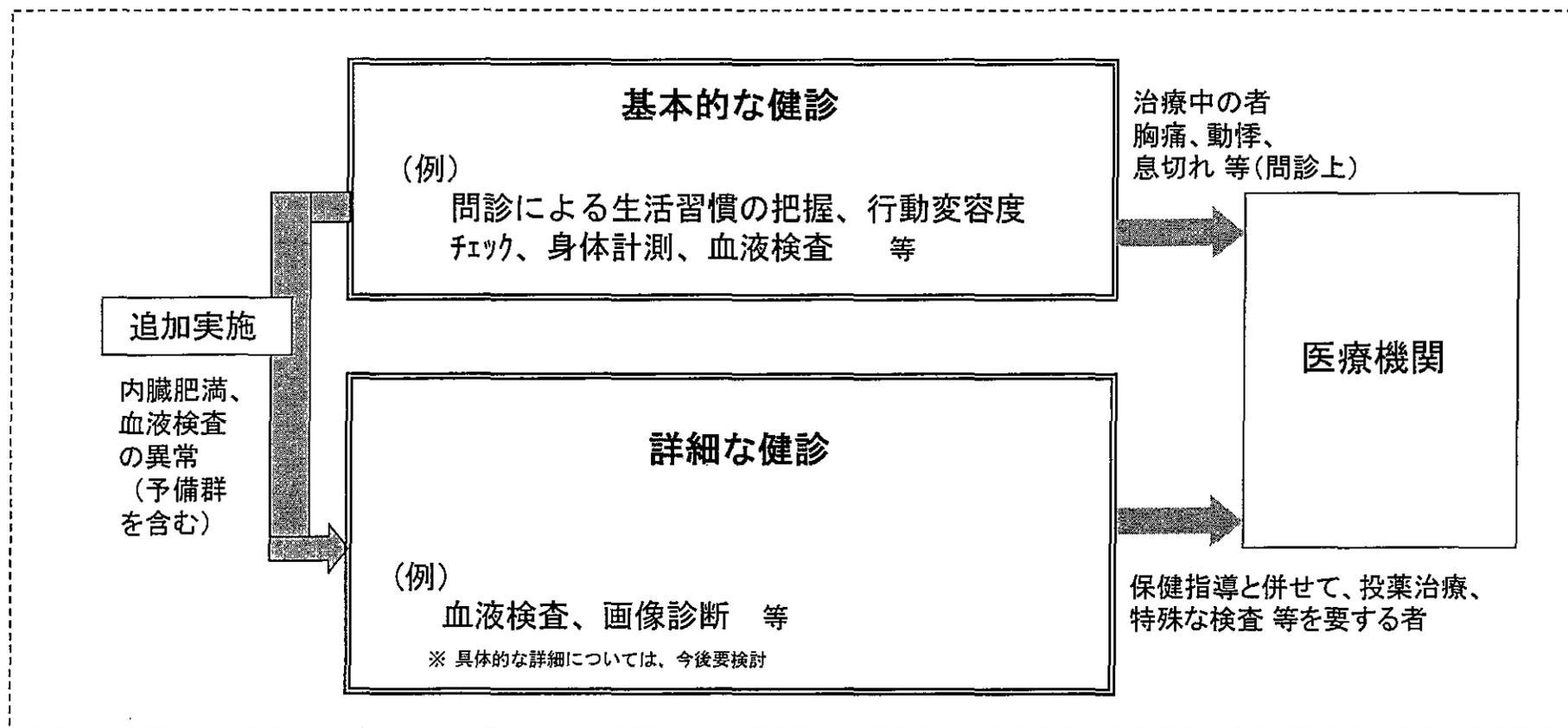
【今後の方向性】

- ・生活習慣の改善を必要とする者を抽出する手段としての健診
→「健診機会の段階化」「健診項目の重点化」
- ・必要な者に効果的な保健指導を提供
→「対象者の階層化」「プログラムの標準化」



健診のイメージ

- 健診機会の段階化
 - ・ 基本的な健診（毎年、全員対象）
 - ・ 詳細な健診（基本的な健診で必要とされた者など）
- 健診項目の重点化
 - ・ 基本的な健診 → メタボリックシンドローム等の有病者・予備群の発見
 - ・ 詳細な健診 → 脳卒中、心疾患等のリスクの発見



保健指導のイメージ

- 対象者の階層化 病態の重複状況、行動変容の困難さ等により生活習慣の改善の支援の必要度を判断し、対象者を階層化する。
- プログラムの標準化 階層毎に内容や密度等を類型化し、それぞれを標準的プログラムとして整理する。
→ 特に積極的支援が必要な者には、その必要度に応じて手厚いサービスを提供する。

階層化した対象者毎に、提供する保健指導の内容を標準化する。

① 情報提供

生活習慣病の特性や生活習慣の改善に関する基本的な理解を支援する。

(例)

- ・ 健診結果の提供にあわせて、全員に個別のニーズ・実情に即した情報を提供する。
- ・ 紙（リーフレット等）、IT（インターネット、E-mail等）等、対象者にとって効果的な手法を選択する。
- ・ 対象者が、自らの生活習慣と健康状態との関係を理解し、主体的に生活習慣の改善ができるようにする。

② 動機付けの支援

生活習慣の改善に対する動機付けを支援し、自助努力による行動変容を支援する。

(例)

- ・ 対象者の偏った生活習慣への気づき、健康的な生活習慣への行動改善の必要性の理解を促す。
- ・ 定期的に電話・メール・郵便等により、生活習慣改善に対する取組等を促す。

③ 積極的な支援

医師、保健師、管理栄養士等の関与により、直接的に行動変容を支援する。

(例)

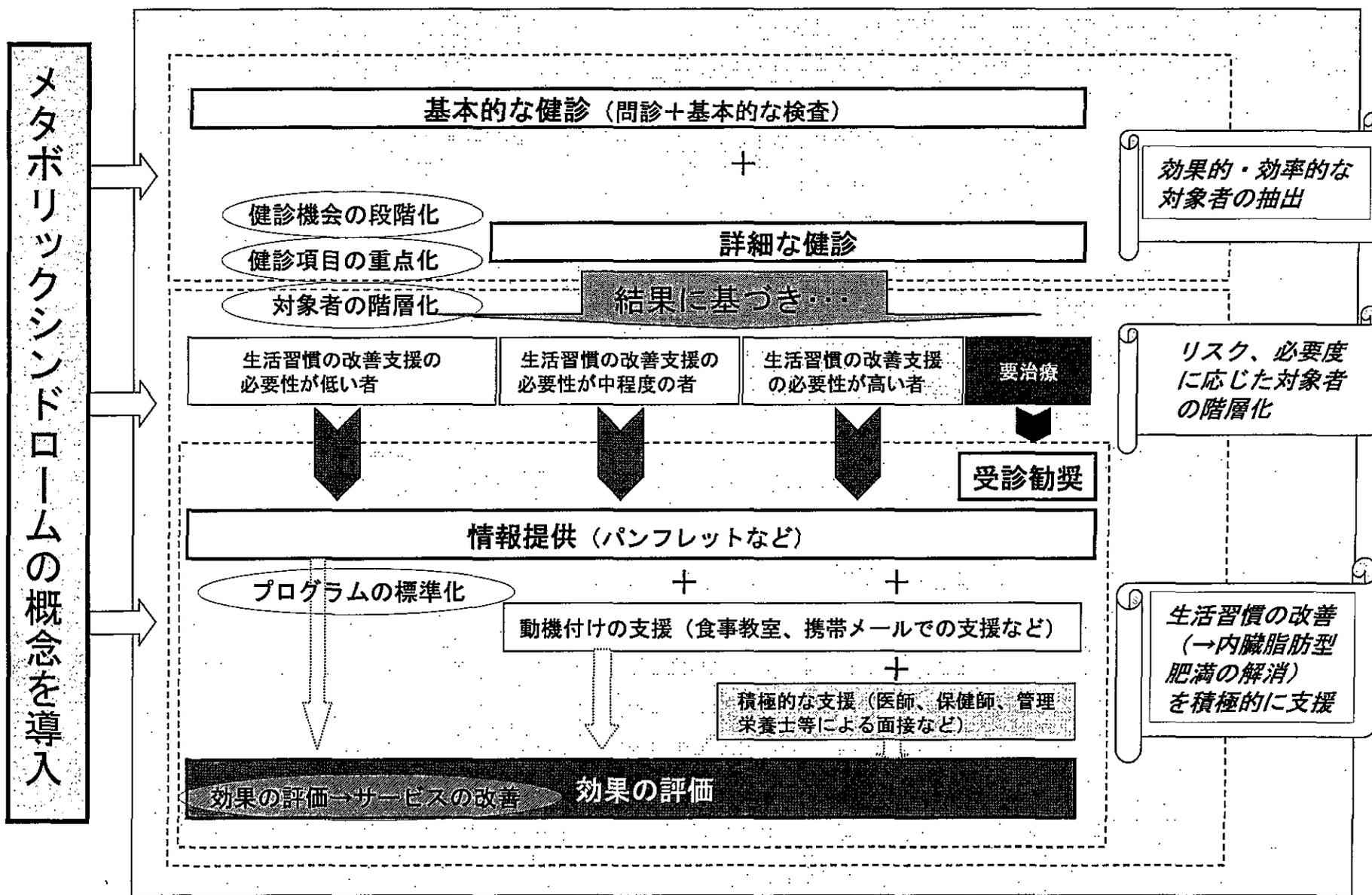
- ・ 具体的な行動目標の設定を促し、目標達成に向けた支援を行う。
- ・ 面接や電話等により、対象者のライフスタイルにあわせた具体的で実現可能な行動の選択を支援する。
- ・ 生活習慣改善行動が持続するよう、定期的な状況確認を行い、適切な生活習慣の定着を図る。

④ 効果の評価（保健指導の目標設定、進捗管理に用いるとともに、サービス終了後の評価を行う）

(例) ・ 指標として、「行動変容の達成度」、「健康度の向上」、「医療費の適正化」等が考えられる。

※具体的な手法（IT活用、訪問、電話等）は、個別のサービス提供主体が創意工夫を行う。

健診から保健指導への流れ（イメージ図）



都道府県健康増進計画の見直しの方向性について

1. 本部会における都道府県健康増進計画の見直しに関するこれまでの議論

〔国の責務と役割〕

- 市町村と医療保険者等の役割分担や連携の在り方かどうか、国が基本的な方向性を整理して示すべきではないか。
- 都道府県健康増進計画の内容をどのように見直し、充実させていくのかといったことについて、国がガイドラインを示すべきではないか。

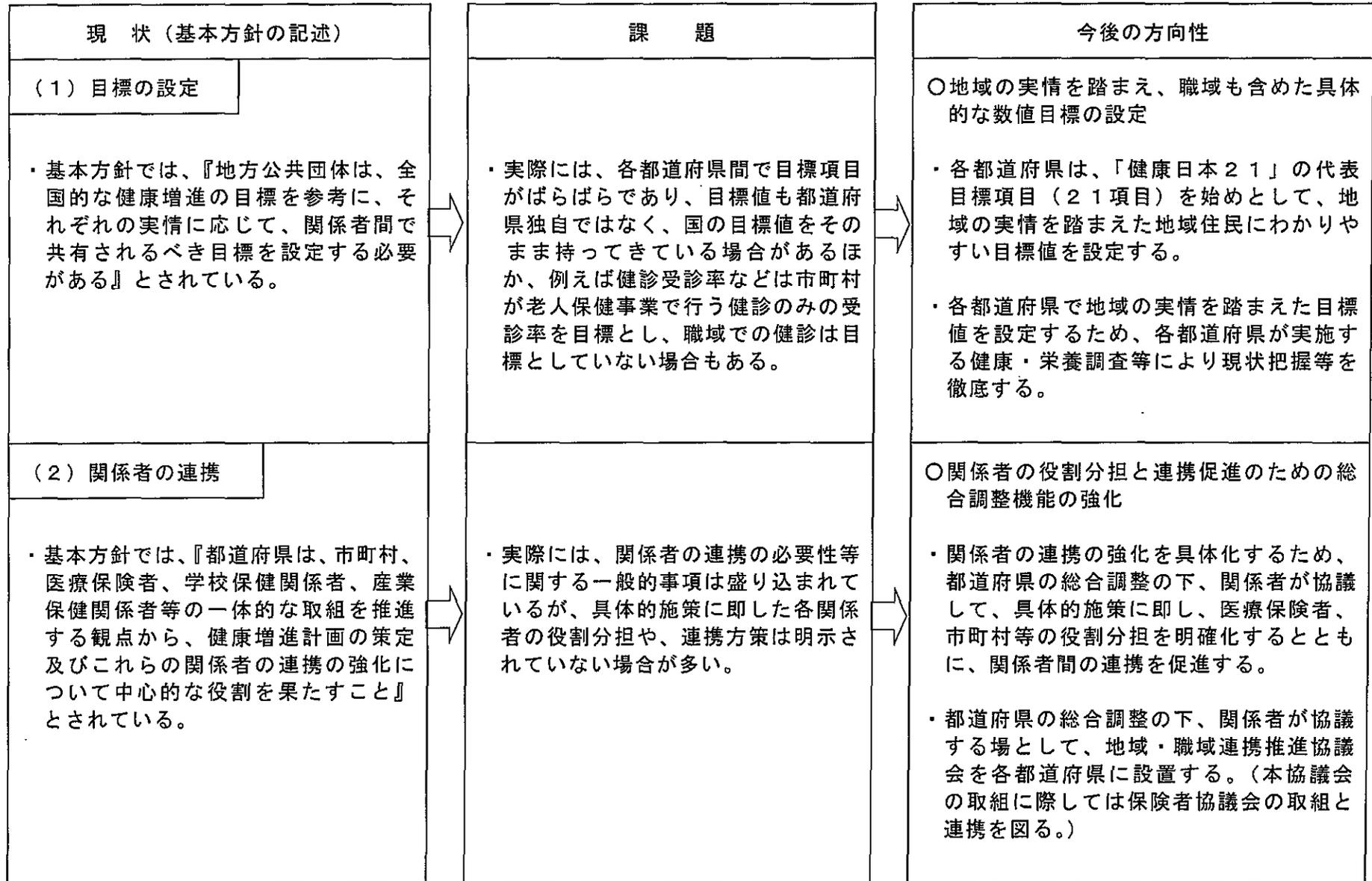
〔国民健康・栄養調査等の在り方〕

- 各地方公共団体が実施する住民健康・栄養調査等について、地方健康増進計画の策定支援やデータの比較等の観点から、国が統一的なガイドラインを示してはどうか。

〔都道府県の責務と役割〕

- 市町村と医療保険者等の役割分担と連携方策を明らかにしつつ、医療保険者がより積極的に保健事業を推進していくべきではないか。そのためには都道府県の役割の強化が必要ではないか。
- 地域と職域の連携をどう推進していくのか。特に未受診者の把握や事後指導の徹底のために市町村、医療保険者等の関係者が協議した上で、それぞれが担う健診・事後指導の事業内容や事業量、具体的連携方策等について都道府県健康増進計画に明記し、事業の推進・評価を進めるべきではないか。
- 都道府県健康増進計画は目標を達成するための具体的な事業計画となっていないのではないか。
- 「健康日本21」の代表目標項目について、各都道府県がしっかりと現状を把握し、都道府県健康増進計画に目標値として盛り込むことが必要ではないか。

2. 都道府県健康増進計画の現状と課題及び今後の方向性



現 状（基本方針の記述）	課 題	今後の方向性
<p data-bbox="241 248 472 280">(3) 具体的施策</p> <ul data-bbox="241 360 763 536" style="list-style-type: none">基本方針では、「一次予防の重視」や「正しい知識の普及に関する基本的考え方」等について記述があるが、目標達成に向けた個別具体的な施策プログラムは未提示。	<ul data-bbox="857 360 1357 647" style="list-style-type: none">国が必ずしも具体的な施策プログラムを提示していないこともあり、実際に都道府県健康増進計画に位置付けられている施策は、行政が実施するイベントやシンポジウムなどの普及啓発に関する施策が中心であり、目標達成に向けた具体的な施策が盛り込まれていない場合が多い。	<p data-bbox="1451 248 2018 312">○各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価の徹底</p> <ul data-bbox="1451 360 2018 759" style="list-style-type: none">都道府県健康増進計画において、市町村等の行政だけでなく、医療保険者等を含めた各主体が取り組むべき具体的施策を明記する。その際には、国が示すエビデンスに基づくプログラム（「食事バランスガイド」、「エクササイズガイド（仮称）」、糖尿病予防のための栄養・運動指導プログラム等）も積極的に活用する。その上で、各主体の取組の進捗状況や目標の達成度について、都道府県が定期的に評価し、計画の見直しに反映する。
<p data-bbox="241 834 618 866">(4) 市町村計画の策定支援</p> <ul data-bbox="241 946 763 1153" style="list-style-type: none">基本方針では、『保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行うこと』とされている。	<ul data-bbox="857 946 1357 1233" style="list-style-type: none">市町村に対する調査では、計画策定済みの市町村でも、都道府県又は保健所からの支援を受けていないと回答した市町村が約2割あり、これらの市町村では、基礎となる統計データの提供や健康課題の抽出や手法の提示等の支援を都道府県又は保健所に対し希望している。	<p data-bbox="1451 834 2018 898">○都道府県又は保健所による専門的かつ技術的な支援の積極的実施</p> <ul data-bbox="1451 946 2018 1153" style="list-style-type: none">都道府県又は保健所は、都道府県健康増進計画の目標の達成度の評価の観点からも、市町村に対し、基礎となるデータの提供や健康課題の抽出や手法の提示等の専門的かつ技術的な支援等を積極的に行う。

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

二 国民の健康の増進の目標に関する事項

三 次条第1項の都道府県健康増進計画及び同条第2項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

四 第10条第1項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）（抄）

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

地方公共団体においては、全国的な健康増進の目標を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標を設定する必要がある。

また、地域、職場、学校、個人等においても、これらの目標を参考としつつ、地域等の実情に応じて目標を設定し、そのための計画を策定することが望まれる。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標設定

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。また、市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

二 計画策定に当たって留意すべき事項

健康増進計画の策定に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

1 既存の医療計画や老人保健福祉計画等との調和に配慮すること。

2 一定の期間ごとに、計画の評価及び改定を行い、継続的な取組に結びつけること。

3 都道府県及び市町村は、健康増進計画の策定、実施及び評価の全ての過程において、住民が関与するよう留意すること。

4 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。また、保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行うこと。さらに、都道府県は、地域の実情に応じ、都道府県における計画策定及び推進に当たり、都道府県労働局と連携を図ること。

3. 都道府県健康増進計画の見直しに関する国の具体的支援

都道府県健康増進計画の見直しの基本的な方向性

1 地域の実情を踏まえた具体的な数値目標の設定

・「健康日本21」の代表目標項目を始めとして、地域の実情を踏まえた地域住民にわかりやすい目標値を提示。

2 医療保険者、市町村等の関係者の役割分担・連携促進のための都道府県の総合調整機能の強化

・都道府県の総合調整の下、関係者が協議して、具体的施策に即し、医療保険者、市町村等の役割分担を明確化するとともに、関係者間の連携を促進。

3 各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価の徹底

・各主体の取組の進捗状況や目標の達成度について、都道府県が定期的に評価し、計画の見直しに反映。

都道府県健康増進計画の見直しに関する国の具体的支援

1 都道府県健康・栄養調査マニュアルの策定

・「健康日本21」の代表目標項目について、各都道府県で地域の実情を踏まえた目標値の設定を支援する観点から、目標値設定のための現状把握等に資するよう、各都道府県が実施する健康・栄養調査等に関するマニュアルを策定。

2 地域・職域連携推進協議会の設置支援

・都道府県の総合調整の下、医療保険者、市町村等の関係者が、具体的施策に即したそれぞれの役割分担や連携方策について協議する場である、地域・職域連携推進協議会の設置を支援。

3 都道府県健康増進計画改定ガイドラインの策定

・①目標項目の選定、②関係者の具体的な役割分担と連携促進、③各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価等に関する基本的な考え方を示した都道府県健康増進計画改定のためのガイドラインを策定。